

8 こんな迷惑お断り

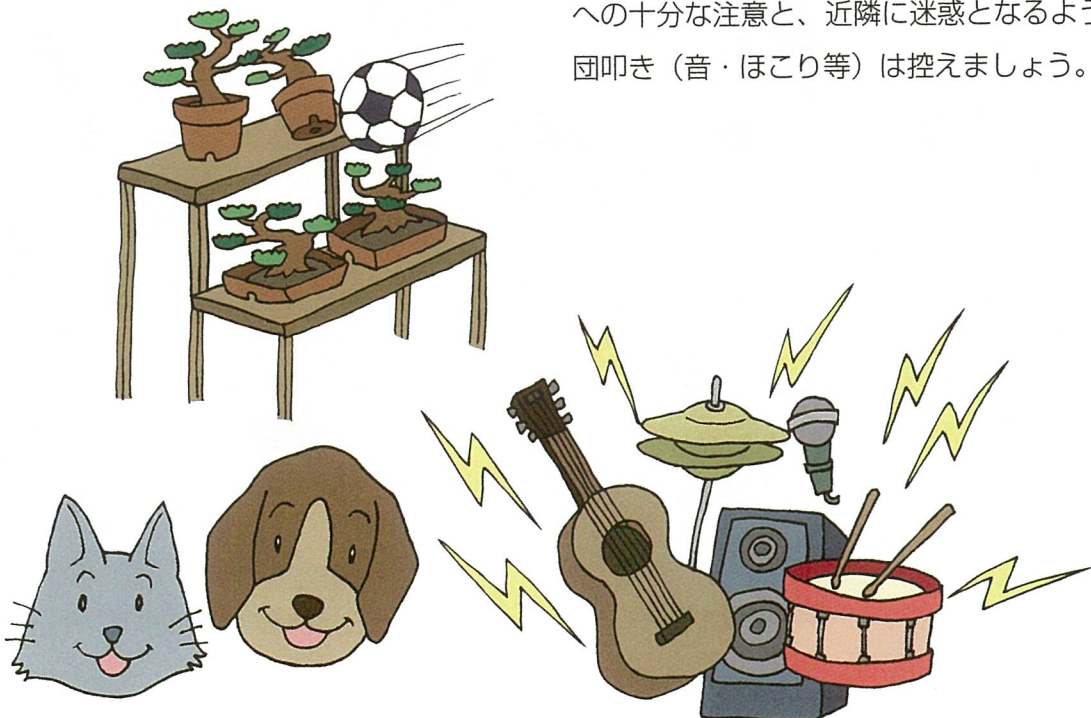
団地で快適に生活するためには、入居者の皆さんがお互いに尊重し、協力し合っていくことが大切です。

次のことのほかにも、自治会などで決められたルールを守り、快適な生活ができるようにしましょう。

■騒音

テレビ、ステレオ、楽器などの大きい音や、室内を走り回る足音、玄関扉を閉じる音などは、周囲にたいへんうるさく聞こえるものです。予防のため、フローリングに敷物をしたり、イスの足に防音材を取付ける等、階下への配慮も必要です。

また、深夜、早朝の話し声や入浴、洗濯などもとても気になります。お互い迷惑をかけないように注意しましょう。



■ペットの飼育、エサやり、持ち込み

団地内でペットを飼育することは禁止されています。飼っている方には可愛いペットであっても、ほかの方には迷惑になりますので絶対におやめください。

又、飼っていないくても、エサを与えたり、団地内に持ち込むことも禁止です。

■物の投げ捨てなど

窓やベランダからものを投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢を落としたりすると、思わぬ大事故になりかねません。

また、小さな子供の落下事故を予防するためにも、手すりの近くにはものを置かないようにして、お子さんの行動には十分注意しましょう。

なお、ベランダでの布団干しは、まず、落下への十分な注意と、近隣に迷惑となるような布団叩き（音・ほこり等）は控えましょう。

■児童遊園等での危険な遊び

団地内には児童遊園や広場が設けられていますが、子供さんの遊び方にも、おのずとルールがあります。

幼児が遊んでいる中で、野球やサッカーなどの球技や、他の人の迷惑になるような危険な遊びは行わないように、お互いに気をつけましょう。

■個人所有物の放置

団地の敷地、通路、共同施設や建物内の廊下、階段、踊り場など住戸専用部分以外の場所には、個人の所有物は置かないでください。（駐輪場の自転車、バイク等は除きます。）

■敷地の畑づくり

団地の敷地は、入居者全員のいこいの空間であり、災害時の避難場所などになります。また、農薬、肥料等を使用することは、人に被害が及ぶこともあります。個人の野菜・果物づくりや草木、花の植栽等は禁止されています。

